第37回

診療所事務長の仕事術

診療所事務長はどんな仕事をしているのか。そんな疑問に、一般社団法人診療所事務長会のメンバーが答える。第37回は、心療内科・精神科を標ぼうする医療法人大桜会で事務長を務める入江英樹氏だ。

院長の早逝を受けて承継による事業継続に奔走

入江英樹氏
医療法人大桜会
いちメンタルクリニック桜川事務長

いりえ・ひでき●建設業界に就職したが、2004年に医療界に転職。耳鼻咽喉科の事務長として経理、人事、総務を任され、分院立ち上げに携わる。2016年、桜川ものわすれクリニックの事務長に就任。承継後、22年9月より現職

2013年開業の当院は心療内科、精神科、内科のほか訪問診療にも対応し、常勤・非常勤含め医師8人、臨床心理士3人、医療事務8人が在籍しています。

開業した山本大介元院長は40代という若さで闘病生活に入り、昨年8月に永眠されました。そのため現在は承継し、事業を継続しています。山本元院長の病気がみつかってから、私は復帰を祈りながらも最悪の事態を想定して、経営業務を行うこととなりました。スタッフの生活、元院長のご家族、そして患者さんを守るために、事務長として何ができるのかを考える日々でした。

その一つに医療法人化がありました。もともと準備は進めていたのですが、元院長の入院にともない中断していました。

ただ、個人診療所では、院長に万が一のことがあった場合には管理医師不在で閉院するほかありません。関係者を守るには法人化を進めたほうがいいと判断し、入院中の元院長の了承を得て、闘病生活と並行し準備を再開しました。

ご逝去からしばらくは非常勤医師の皆さんに助けていただき運営を続け、その後、元院長と交流のあった医療法人一尚会に承継してもらい、22年9月に正式に合併。「医療法人一尚会」として、これまでのスタッフと一緒に再出発しました。

こうした経験から、万が一に備えて全国の診療所院長に考えておいていただきたいことを、以下にまとめました。

【院長に何かあったときの方針】

診療所を承継（売却）するか閉院するか、基本方針を決めておきます。前者では、死亡後半年以内を目安に手続きを完了させる必要があります。

【緊急時の役割分担とマニュアル整備】

「診療担当」「院内事務」「診療所運営関連の相談役」「葬儀担当」「診療以外の相談役」などを決めておくとともに、対応マニュアルを作成。医師会や保険関係などの連絡先一覧をつくっておきます。

【患者への連絡や他院への紹介】

協力医院の選定や挨拶をすませるとともに、スタッフと患者への説明やお詫びなどの対応方法を相談しておきましょう。

【ご家族への説明】

ご家族にも、日ごろお世話になっている協力医療機関に関する情報共有をしておきます。承継か閉院かなどの基本方針も共有し、後者の場合は、自由診療の治療費の返還やスタッフへの退職金、建物の原状復帰といった費用が発生することを説明します。貯蓄や院長の生命保険は、家族だけでなく、診療所の閉院にともなう清算費用にも用いられる可能性があることを伝える必要があるでしょう。

【スタッフへの説明】

作成した緊急時のマニュアルや基本方針をスタッフと共有し、実行できるように準備しておきます。

診療所の開院は医師にしかできませんが、運営にはスタッフの協力が不可欠です。そのスタッフや家族が路頭に迷わないためにも、有事の際に院長の意思を継いでスムーズに対応が進むように、万が一への備えを講じておくことは重要ではないでしょうか。

一般社団法人診療所事務長会
https://cl-manager.com/
2016年1月発足の診療所事務長の会。診療所事務長や院長などが集まり月1回の勉強会を開催しているほか、日々の仕事についても互いに助け合っている